

事業報告

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。また、当社は現在、東京証券取引所への株式上場に向けた準備を開始しております。株式上場を通じて、経営体制の更なる強化と透明性の向上を図り、グループ全体の企業価値向上に貢献していく方針であります。なお、上場準備にあたっては、引き続き親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社の連結子会社であることを前提としております。

当事業年度においては、前事業年度から継続した取り組みに加え、以前より提供している「ステークホルダーサービス」においてイーサリアム（ETH）銘柄の追加や銘柄別運用改善、報酬還元強化、各種キャンペーンの実施等を通してより高いサービス提供に努めてまいりました。

4 月には当社の子会社である「CardinalChain Software,Inc.」の全株式を親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社に對して現物配当を行い、同社を当社子会社から除外しております。本件は、当該子会社を親会社に集約することにより、グループ経営の高度化および経営資源の最適化を図ることを目的としたものです。

当事業年度の暗号資産市場は、年初においては米国経済の動向に影響を受け取引量も活況でありましたが、2 月以降は関税問題等に反応して暗号資産市場も不安定な相場が続きました。暗号資産価格も徐々に低迷し、3 月にはビットコイン（BTC）価格が年初来安値を更新し、さらに 4 月にはこれを下回る水準となる 1,128 万円台を記録するなど、下落基調で推移しました。

その後は複数の大手資産運用会社による暗号資産市場への参入報道やトランプ大統領の暗号資産に対するポジティブな発言等により価格上昇に寄与しました。10 月には BTC 価格は再び史上最高値となる 1,883 万円台を記録し、全体的にも回復基調となる一年となりました。

これらの市場動向により、当事業年度の営業収益は 7,398 百万円となり、営業利益は 3,172 百万円、経常利益は 2,559 百万円となりました。

II. 会社の業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「取締役会規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「システムリスクに関する基本方針」等に定めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

5. **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。
6. **監査等委員の補助者に関する事項**
(1) 監査等委員は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
(2) 会社は、監査等委員全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。
(3) 監査等委員の指示の実効性を確保するため、監査等委員の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査等委員全員の同意がある場合は、この限りでない。
7. **監査等委員への報告に関する体制**
(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査等委員に報告するものとする。
①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。
②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。
③監査等委員が報告を求めたとき。
(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
8. **監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
9. **その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査等委員は、必要があると認めるときは、その職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況
当事業年度は取締役会を 15 回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。
2. 監査等委員会の開催状況
当事業年度は 2025 年 9 月に設置した監査等委員会を 4 回開催し、業務執行の状況や会計監査人の追加報酬について審議を行いました。
3. 規程等の見直し
業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理のための規程類の改定のほか、外国為替証拠金取引サービス等の規程類の整備を行いました。

Ⅲ. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっており、あわせて当社のシステム開発・運用・保守等事業を委託しております。

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

以上